

名古屋市科学館見学ガイド広告掲載申込要領

1 趣旨

平成29年度下半期に配布する名古屋市科学館見学ガイドに掲載する広告を募集するものです。

2 広告媒体

- (1) 名称 名古屋市科学館見学ガイド
- (2) 規格 A4判297mm×210mm、三つ折り、再生紙、表面4色、裏面2色
- (3) 発行部数 200,000部
- (4) 配布期間 平成29年10月1日から平成30年3月31日までの間において、発行部数を配布し終えるまで
- (5) 配布方法等 来館者への配布の他、観光案内所、観光施設、宿泊施設等にて配布

3 募集する広告枠

- (1) 掲載面 表面、三つ折りにした中央部分の下段
- (2) スペース 天地83mm、左右85mm
- (3) 枠数 1枠
- (4) 色数 4色カラー
- (5) 広告掲載料 最低価格 ￥120,000★(税込)
- (6) 広告募集期間 平成29年7月21日(金)から7月31日(月)

4 申込みに必要な資格

申込みに必要な資格は下記のとおりです。なお、広告代理業者に依頼し広告掲載をしようとする者についても同様とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 募集の開始の日から契約締結日までの間に、名古屋市指名停止要綱(平成15年4月1日施行)第3条第1項による指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない者であること
- (3) 名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること

5 申込み

(1) 申込方法

名古屋市教育委員会広告掲載申込書（ウェブサイトからダウンロード可。以下「申込書」という。）（別紙様式第1号）に必要事項を記入のうえ、広告の原稿（画像データ）と併せて下記申込み先まで持参、郵送または電子メールによりお申し込みください。ただし、電子メールにて申し込む場合にあっては、添付ファイルを2MB以下にしたものに限ります。

申込み先	〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目17番1号 名古屋市科学館総務課庶務係
電子メール	a2014486@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(2) 申込締切日

平成29年7月31日（月） ※郵送の場合は必着

(3) その他

ア 持参または郵送の場合、データの記録媒体はCD-Rとします。ただし、返却はしません。

イ 広告依頼者（実際に広告を掲載する企業等）の審査にあたり、当該広告依頼者に関する資料の提出を求める場合があります。

6 広告原稿

(1) 広告内容

本要領に定めるもののほか、「名古屋市教育委員会広告掲載要綱」（以下「要綱」という。）の条件を満たすものとします。

(2) 制作上の注意

ア イラストレーターで制作し、CS5以下で保存してください。

イ 文字はすべてアウトライン化してください。

ウ 写真やイラスト等は埋め込みしたもので保存してください。

(3) 提出物

広告データ（イラストレーターとPDF）と広告見本（カラープリントしたもの）

7 選定方法

要綱に基づいて適合性の審査を行い、募集枠数を超える場合は、**広告掲載料の金額が高い広告依頼者**とします。なお、金額が同額の場合は抽選を行います。

8 掲載までのスケジュール

- (1) 選定の結果を通知します。(選定の結果、非掲載となった申込者についてもその旨を通知します。)
- (2) 契約に必要な書類をお送りしますので、必要事項をご記入のうえ提出していただき、契約を締結します。
- (3) 平成29年8月24日(木)までにあらかじめ内容について名古屋市科学館と協議し、完全原稿を提出していただきます。
- (4) 納付書を送付します。本市が指定する期日までに納付していただきます。
- (5) 本市の指定する時期に掲載イメージの確認を1回していただきます。
- (6) 見学ガイドに掲載します。

9 広告掲載の取止め

要綱第11条に該当する場合のほか、広告掲載後に本要領に定める申込みに必要な資格を欠くこととなったときは、その掲載を取止めることがあります。

10 その他

広告の掲載に関しては、要綱等及び本要領の規定を遵守し本市の指示に従うとともに、要綱等及び本要領に記載のない事項は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとします。